

公民館運営審議会について

1 法律・条令等の規定

社会教育法（抜粋）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

茅ヶ崎市立公民館条例（抜粋）

（審議会の設置）

第 16 条 法第 29 条第 1 項の規定により公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員）

第 17 条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、7 人以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

茅ヶ崎市立公民館条例施行規則（抜粋）

（審議会の会長及び副会長）

第 12 条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 13 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
○公民館運営審議会出席の場合 日額10,000円

茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
○公務上の災害（負傷、疾病、身体障害又は死亡）の補償
○通勤による災害に対する補償

茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議
の公開等運営に関する要綱（抜粋）

（附属機関の委員の委嘱）

第12条 委員の委嘱に当たっては、法令に特別の定めがある場合除き、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の機能が十分発揮されるようその設置目的を踏まえ、委員には広く各界及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 委員の数は、附属機関の実効性のある審議及び効率的な運営の確保を図ることができる適正な人数とすること。
- (3) 委員の男女の構成は、※1別に定める割合を下回らないよう努めること。
- (4) ※2第7条第3項第2号から第4号までのいずれにも該当しないこと。ただし、法令又は条例若しくは規則に定めがあるとき、審議等を行う事項に関し高度に専門的知識又は卓越した能力を有する者で他に適任者が得られないときその他特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

※1 ちがさき男女共同参画推進プランにおいて40%を指標としています。

※2 第7条第3項第2号～4号

(2) 在任期間が引き続き、委員の任期が2年の場合にあつては3期（前任の委員の残任期間を含む。）を、委員の任期が3年の場合にあつては2期（前任の委員の残任期間を含む。）を、任期の定めがない場合にあつては10年を超える者

(3) 本市の議会議員である者

(4) 本市の職員である者

2 公民館運営審議会委員の役割

公民館の運営を円滑にするための館長の諮問機関で、次の事項等について調査審議する。

(1) 審議会会議 年4回程度

- ア 公民館における長期又は年間の目標に対して具体的な事業計画の検討
- イ 公民館事業に対する調査研究

(2) 研修会等 年3回程度

委員に対して多くのことが期待され、委員の資質を高め、審議会をより深めていくため委員研修会を実施する。

3 期待されていること

- (1) 地域住民の意見や要望の収集
- (2) 地域の状況・話題・出来事・課題などの情報提供
- (3) 公民館の利用方法、施設・設備等気がついたことの、館長への意見
- (4) 公民館の事業を地域住民に広め、参加することを進める
- (5) 事業に参加して気がついたことの、館長への意見
- (6) 学習したことを地域住民に広げ、生かす

4 茅ヶ崎市立公民館の設置状況

- | | | | |
|------------|-------------|-----------|---------|
| (1) 小和田公民館 | 美住町6番20号 | 電話85-8755 | (昭和55年) |
| (2) 鶴嶺公民館 | 萩園2028番地の55 | 電話87-1103 | (昭和57年) |
| (3) 松林公民館 | 室田一丁目3番2号 | 電話52-1314 | (昭和58年) |
| (4) 南湖公民館 | 南湖六丁目15番1号 | 電話86-4355 | (昭和60年) |
| (5) 香川公民館 | 香川一丁目11番1号 | 電話54-1681 | (平成元年) |